

鴻巣市筑波町内会 会則



(会の名称及び事務所)

- 第1条 この会は、鴻巣市筑波町内会と称する。
第2条 この会の事務所は、町内会長宅に置く。

(目的)

- 第3条 この会は、自治機能の充実を図り、併せて会員相互の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする。

(組織)

- 第4条 この会は、筑波1丁目及び筑波2丁目に居住する者を以って組織する。
2 当町内会に事務所等の拠点を持ち、会の趣旨に賛同する者を、特別会員とする。
3 会の運営の円滑化を図るため、必要に応じた数の班を置く。

(事業)

- 第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 市と会員の連絡に関する事。
2. 親睦、福祉の増進に関する事。
3. 公共その他の募金に関する事。
4. 祭礼、弔意に関する事。
5. その他目的達成に必要な事。

(役員)

- 第6条 この会に、次の役員を置く。
・会長 1
・副会長 若干名 ・会計 1
・監事 2名 ・班長 各班ごと

「追記」 会長、副会長、会計を三役会という。

(顧問)

- 第7条 この会に、顧問を置く事ができる。顧問は会長が委嘱し、顧問は必要に応じ会務の相談に応じる。

(役員を選任)

- 第8条 会長、副会長、会計、及び監事は会員の中から推薦等により選出し、
総会において選任し承諾する。
班長はそれぞれの班の中から選出され選任する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、総務と会計を担当する。会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 班長は、班を代表して班の事務を処理し、会務に協力する。

(役員の仕事)

第10条 三役及び監事の任期は2年とし、班長の任期は1年とする。
ただし、再任を妨げない。なお、補欠により就任した者は、前任者の残存任期とする。

「追記」役員等全員ご同時期の改選の場合は町内会事業活動に支障が生じる為、
役員の数以下で改選を図る事とする。
再任の任期は、透明性の観点から1か年を限度とする。

(会 議)

第11条 この会の会議は、総会、臨時総会、三役会、役員会ならびに班長会議とする。

(会議の招集)

第12条 会議は会長が招集する。

1. 総会は、毎年4月に開催する。
2. 臨時総会は、三役会で必要と認めたとき、または会員の半数以上の請求があったとき。ただし、緊急を要するときは、役員会を以ってこれに代えることができる。
3. 三役会、役員会及び班長会議を必要に応じて開催する。

(会議に付議すべき事項)

第13条 会議に付議すべき事項は

総 会	予算及び事業計画の議決、決算の承認、会則の改廃、その他重要事項の承認。
三役会	事業計画の立案及び運営方法、その他の必要事項。
役員会	重要事項の審議、決定。
班長会議	班及び班員に関する実務及びこれに係わる必要事項。

第14条 会議の議事は、会員の2分の1以上が出席し（但し委任を認める）、出席者の過半数の同意を得て決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 前項の場合において、出席者が定数に達せず、会長において出席を催告しても、なお定足数に達しないときはこのかぎりでない。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費、市補助金及び寄付金その他の収入を以って充てる。

- 第16条 会費の額は、三役会議を経て、総会において決定する。
- 2 三役会は特別の事由ありと認めた会員に対しては、会費を減免することができる。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算の報告)

- 第18条 会計は、年度終了後速やかに前年度の収支決算を作り、会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、監事の監査を受けたのち総会にこれを報告し、承認をうけるものとする。

(帳簿)

- 第19条 この会は、次の帳簿を備えるものとする。
1. 会員名簿
 2. 会費徴収募
 3. 金銭出納帳
 4. 備品台帳
 5. 議事録

(その他)

第20条 この会則に必要な細則は、会長が別に定める。

付 則 この会則は、

- | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------------|
| 改 訂 | 昭和43年 | 4月 | 1日 | から施行する。 |
| 改 訂 | 昭和59年 | 5月 | 5日 | 施行 |
| 改 訂 | 昭和61年 | 3月 | 29日 | 施行 |
| 改 訂 | 平成12年 | 4月 | 1日 | 施行 |
| 改 訂 | 平成17年 | 4月 | 17日 | 施行 |
| 改 訂 | 平成19年 | 4月 | 15日 | 施行 |
| 改 訂 | 平成23年 | 4月 | 17日 | 施行 |
| 改 訂 | 平成28年 | 4月 | 1日 | 施行 |
| 改 訂 | 令和 3年 | 4月 | 1日 | 施行 |
| 改 定 | 令和 6年 | 4月 | 1日 | 施行 (下線挿入部追加) |